

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	大分市 母子父子寡婦福祉資金貸付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、母子父子寡婦福祉資金貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦又はその扶養している子、母子・父子福祉団体に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行っている。 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①資金の貸付の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②償還免除の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③資金の貸付の事務
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表63の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表88の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①部署 大分市 福祉保健部 子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長 戸高 克彦	①部署 大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長 藤田 恵子	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成29年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分市 福祉保健部 子育て支援課 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話097-534-6111(代表)	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電話097-534-6111(代表)	事後	組織機構改革に伴う記載内容の変更
平成31年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 藤田 恵子 情報政策課長 林 浩一	子育て支援課長 情報政策課長	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	(新規追加)		事後	
令和2年12月1日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務	(追加)	③資金の貸付の事務	事後	
令和2年12月1日	II じきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月1日	II じきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる26.30.87の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けに関する事務」が含まれる63の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条	番号法第19条第8項 別表第二 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる26.30.87の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けに関する事務」が含まれる63の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条	事前	事前通知事項
令和6年9月30日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)に基づき、母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦又はその扶養している子、母子・父子福祉団体にに対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行っている。児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①資金の貸付の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②償還免除の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③資金の貸付の事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦又はその扶養している子、母子・父子福祉団体にに対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行っている。児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報以下の事務で取り扱う。 ①資金の貸付の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②償還免除の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③資金の貸付の事務	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び別表第一の43の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条	番号利用法第9条第1項及び別表の63の項	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる26.30.87の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けに関する事務」が含まれる63の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8項に基づく主務省令第2案の表42、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8項に基づく主務省令第2案の表88の項	事後	